

## 市議会全員協議会資料

平成 14 年 12 月 20 日  
中央卸売市場

### 中央卸売市場卸売業者に対する指導監督について

#### 1 卸売業者に対する指導監督

中央卸売市場における卸売業務の許可権限は農林水産大臣にある。卸売業者に対する指導監督は、市場の適正かつ健全な運営を確保し、生鮮食料品等の取引の適正化と生産・流通の円滑化を図るため、市場制度の運営に必要なものとして、卸売市場法に基づき「報告・検査」「監督処分」「勧告・命令」等により行われる。これらは生鮮食料品等の流通が広域にわたり、多数の生産者や消費者に影響を及ぼすことから、本来は国が統一的運営指導を行うのが適当とされている。しかし、各市場の地域特性等があるため、開設者も国の指導の下、法及び業務規程に基づき卸売業者に対する検査や指導監督を行っている。卸売業者に対する国と開設者の指導監督権は次のとおりである。

- 国の指導監督権 卸売業者の業務及び財産等の検査権、業務及び会計並びに財産について改善措置をとるべき旨の命令権、許可の取り消し又は 1 年以内の期間を定めて業務停止を命ずる監督処分権を有する。
- 開設者の指導監督権 卸売業者の業務及び財産等の検査権、業務及び会計について改善措置をとるべき旨の命令権、6 カ月以内の期間を定めて業務停止を命ずる監督処分権を有する。

#### 2 過去の検査及び指導監督の経過

(株)岩果に対するこれまでの検査で、市は改善を要する事項について指摘し、改善に向けた厳正な指導を行い、業務についてはその都度改善が図られたことを確認してきた。財務についても、検査で指摘した事項を改善するよう再三にわたる指導を行い、改めるべきところを改めさせ、期間を要するものについては複数年度にわたる指導を行い、改善措置の進捗状況の報告を求めてきた。しかし、平成 11 年度以降の全国的な市場取扱高の低迷は、当市場青果部においても例外ではなく、同社も 11 年度以降、急激に取扱高が落ち込むこととなった。このため、大幅な減益で抜本的な経営改善は困難となり、経営の健全化を実現するには至らなかった。

### 3 今回の検査及び指導監督の経過

(株)岩果に対し、農林水産省と東北農政局による合同検査が平成13年度に実施された。検査の結果、国は同社に対し、業務及び財務等に関して改善すべき事項を指摘し、改善報告書を提出させた。その後、同省の特別検査が実施され、市も補完調査を行った。しかし、改善が認められない部分や計画の実効性に疑問な点があったこと、取引内容の事実確認を求められながら十分な確認を行わなかったこと、試算表の修正により財務の指導基準を下回る結果となったことが判明し、財務の健全化と改善措置の履行を命ずる農林水産大臣の改善措置命令が発せられるに至った。

(株)岩果に対する改善措置命令の履行について、市は農林水産省と連携し、再三にわたり同社を指導した。また、合理的で実効性のある財務の改善計画を作成し、確実に実行するよう厳しい指導を行った。卸売市場法の趣旨を体現し、市場の適正かつ健全な運営を確保するに当たり、法に基づく命令は確実に履行されるべきであるが、同社の対応は不十分で、命令は適正に履行されなかつた。

### 4 指導監督と経営判断

卸売業者に対する国と開設者の指導監督は、企業活動に対する事後的なものとして機能し、企業活動の結果に基づき、法に定める措置命令や処分等がなされる。

今回、法に基づく命令違反に対して処分がなされたが、これは(株)岩果の経営者が命令の履行について真摯さを欠き、最終段階に至ってもなお、適切な対応をとろうとしたことによるものである。命令違反に対する今回の処置について、同省と市の判断は一致している。

結果として、このような事態に至ったことは、開設者として誠に遺憾なことである。また、同社が命令を適正に履行しないまま、事後の対策もなく自己破産の申し立てを行い、当事者としての説明がないことについては、経営者としての責任を放棄したものと解され、極めて遺憾である。

### 5 今後の対応

- (1) 市は開設者として、卸売市場法及び業務規程並びに中央卸売市場検査規則等の関係法令に基づき、市場内業者に対する指導監督の権限をこれまで以上に厳正に行使するとともに、適正な業務運営及び健全な財務の確保等について、日常的に適切な指導を行う。
- (2) 市場内業者の取引の実態及び財務の状況等に関し、特定目的のための確認調査等を行うなど、市場内業者に対する監督機能を強化する。
- (3) 市職員の資質向上のため、検査実務及び財務・経理に関する専門知識の習得に努め、市場の業務運営全般に精通した職員を養成し、配置する。
- (4) 財務関係について、専門知識を有する資格者による指導を受けるなど、より実効性の高い検査の実施と指導監督に努めるとともに、これら資格者による指導や助言を基に、市場内業者の経営の合理化や財務基盤の強化を促進する。

市長 3/10 34月

部長 1/20 34月

場長 1/10 "

次長 1/20 "

課長 1/20 "

市長	3 / 10 <sup>月</sup>	3ヶ月
助役	2 / 10 <sup>月</sup>	3ヶ月
収入役	1 / 10 <sup>月</sup>	3ヶ月
産業部長	1 / 20 <sup>月</sup>	3ヶ月
市場長	1 / 10 <sup>月</sup>	3ヶ月
次長	1 / 20 <sup>月</sup>	3ヶ月
課長	1 / 20 <sup>月</sup>	3ヶ月
調査指導係長	文書訓告	
青果係長	文書訓告	
参与	嘱託	